

## 『周産期医学』倫理規定（2010年11月1日）

本雑誌は、胎児・新生児および母体に関連する医療、研究について、倫理的側面に配慮しつつ、その水準の向上および研究者、医療従事者の育成をはかることにより、我が国の周産期医学・医療の発展に寄与することを目的としています。

ヒトを対象とする医学研究において、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められることは、「ヘルシンキ宣言」や「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省告示第255号、2008年度改訂）」等において述べられているとおりです。

本雑誌に掲載される論文は当該領域の医学・医療に大きく影響する可能性を有するだけでなく、社会に影響する可能性を有することから、科学的妥当性に加えて高い倫理性も要求されます。したがって本雑誌に掲載されるヒトを対象とする臨床研究および疫学研究は、「臨床研究に関する倫理指針」および「疫学研究に関する倫理指針」を順守することが求められ、その実施においては、研究計画において被験者（患者）の権利が適切に守られているかが倫理審査機関により審査、承認されている必要があります。

動物実験においても、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示第88号）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議 平成18年6月1日）等の精神を順守し、研究者の所属施設の動物実験指針に適合した研究計画に基づいて行われるべきと考えます。

また医学研究において利益相反（COI：conflict of interest）状態は、患者の人権、生命、安全にかかわるものではありませんが、診断・治療に関して新たな方法が研究・開発され、産学連携による研究および臨床試験を経て有効性の確認がなされ、商業化されることが多いという医学研究の特性からも不可避免的に発生するものです。

重要なことは、経済的な利益相反状態が生じること自体に問題があるわけではなく、研究の透明性や信頼性が担保されるよう研究が適切にマネジメントされていることです。研究者が、企業、営利を目的とする法人や団体から提供される経済的な利益（金銭など）、その他の関連する利益（地位や利権など）に関する情報を適切に開示することにより、それらの情報を提供されるほかの研究者が研究成果を客観的に評価していくことが可能であるべきと考えます。

『周産期医学』編集委員会